

すまいの再建に向けた支援策

●申し込み・問い合わせ それぞれの問い合わせ先にご連絡をお願いします。

- 県**では、熊本地震で被災した皆さんに次の5つの支援策を実施しています。今回は、これまでの支援策の再掲載と、新しく始まる支援策「保証人不在被災者支援事業」についてご紹介します。
- 全支援共通・対象世帯
 - ・応急仮設住宅の入居世帯
 - ・全壊または大規模半壊のり災証明書の交付世帯
 - ・半壊のり災証明書の交付世帯で解体した世帯
 - ・法に基づく長期避難世帯
 - ①リバースモーゲージ利子助成
自宅再建希望世帯を対象に、金融機関などからリバースモーゲージ型の融資に対して、毎月支払う利子相当分を一括助成し、月々の負担を軽減します。
 - ②自宅再建利子助成
安心して借り入れすることができるよう支援するもので、自宅再建希望世帯を対象に借入額の利子相当分を一括で助成します。
 - ※所得要件があります。
 - ※子育て世帯や高齢者、障害者については、要件緩和措置があります。

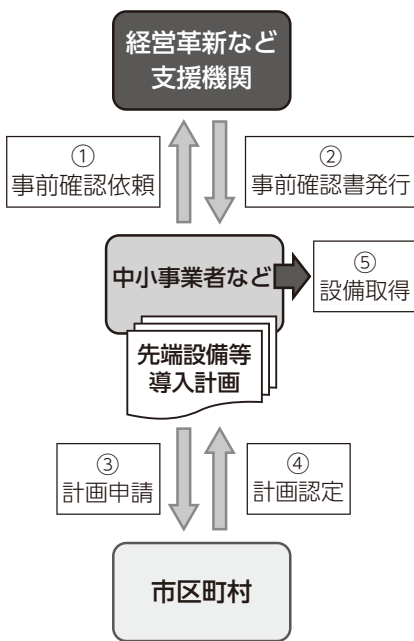
- 問い合わせ
- ①役場福祉課 福祉係
☎096(293)3510
 - ②役場住民課 住宅係
☎096(293)3112
 - ③県すまい対策室
☎096(333)2821

- ③民間賃貸住宅入居費助成
民間賃貸住宅を希望する世帯を対象に初期費用を軽減する目的で行われる支援です。
礼金・仲介手数料を含め初期費用に充てるため、一律20万円を助成します。
- ④転居費助成
公営住宅希望世帯を含む全ての世帯を対象に、引越しする際の費用に充てるために一律10万円を助成します。
- ⑤保証人不在被災者支援事業
民間賃貸住宅に転居する時に保証人が見つからず、賃貸契約ができない被災者を対象に、民間企業などが提供する、「見守りサポート」の契約費用のために1世帯あたり10万円の助成をします。
※見守りサポートを契約すると保証人が見つからない被災者が民間賃貸世帯の契約ができるようになります。

中小企業向け 生産性向上のための支援制度

- 制度に対する申し込み・問い合わせ 役場商業観光課 ☎096(293)3115
- 固定資産税の特例についての問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3117

【図】先端設備等導入計画認定の流れ



- 中**小企業の皆さんが生産性向上を実現するための新たな設備投資を町が支援する「生産性向上特別措置法」が施行されました。対象の皆さんは町の導入促進計画の内容に沿って「先端設備等導入計画」を作成し、町が認定すれば、税制支援などの各種支援制度を受けられます。申請の方法などについてはお問い合わせください。
- ※認定までの流れについては左図を参照してください。
- 対象者
中小企業等経営強化法第2条第1項に基づく中小企業者
 - 受けられる支援
①固定資産税の特例
要件を満たした先端設備導入計画に基づき取得した先端設備に対する固定資産税についてその課税標準額を3年間軽減します。
 - 申請に必要な書類
・申請書の事業概要が確認できるパンフレットなど
・固定資産税の特例対象設備を含む場合は次の書類も必要です。
・生産性向上要件証明書(工業業会証明書の写し)
・先端設備などに係る誓約書
・固定資産税の特例は税務課にお問い合わせください。
 - ②補助金の優先採択
一部補助金の審査時において、認定事業者は優先採択の優遇措置が受けられます。
 - ③金融支援
信用保証協会による信用保証について、保証枠の追加・拡大を受けることが可能になります(審査があります)。
 - 申請に必要な書類
・先端設備等導入計画に係る認定申請書
・先端設備等導入計画に関する確認書

American Post

アメリカンポスト C I R (国際交流員): マシュー・サイバート

DEAR PEOPLE OF OZU

拝啓 親愛なる大津町の皆さんへ

8月は私にとってとても大切な節目の月です。ただ一年で一番暑いからというわけではありません。私は3年前の8月に大津町にやってきました。振り返るとたくさんの人と、英語や歌、バイオリンを通して触れ合いました。熊本地震もあり、とても驚きましたが、自分のことよりも他の人のためにボランティアをしている人たちの姿に感動して、私も大津中学校の体育館でお手伝いをしました。お見舞いにヘイスティングズ市から人が訪れたりもしました。ホームステイプログラムでは、町の中高校生と一緒にヘイスティングズ市にいたり、ヘイスティングズ市からの訪問団を受け入れたりしました。また、ずっと実現しなかったことのひとつ、町の皆さんとの合唱団(クアア)も実現しました。

私はこの素晴らしい姉妹都市関係にとって小さな一部分に過ぎませんが、この役割を担えることは、私にとってとても刺激的です。新たな世界の一部を見て、新しい言語を習って、皆さんと一緒に過ごして、今のステージはかけがえない宝物です。皆さんのおかげで、日本に残るか、アメリカに戻るか、それを決めることはすごく難しい!日本も大津町も大好きなので。

私がやりたい多くのことは、実はまだできていません。なので、私は4年目大津町で頑張らせてもらうことに決めました!考えてみたのですが、「アメリカンポスト」の内容を、少し変えたいと思います。さあ、どんな記事になるでしょうか?その結果は、来月号と一緒に見つけていきましょう!4年目が始まりますので、楽しみにしてください。皆さんの応援にいつも感謝しています!



旅先で記念撮影

敬具

マシュー・サイバート

学校での取り組みなどをご紹介 毎月14日は大津町教育の日

●問い合わせ 役場学校教育課 学務係 ☎096(293)3349

英検検定料の一部を補助します

児童生徒の英語力の向上を目指し、英語検定(公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定)の検定料の一部を補助します。

- 対象 小中学校に就学する児童生徒の保護者で、町内に住所がある。
- 補助額 1級……4,200円 準1級……3,400円
2級……2,700円 準2級……2,400円
3級……1,700円 4級・5級……1,000円
- ※大津町就学援助要綱に規定する要保護者または準要保護者については、検定料の全額。
- ・同一級であれば、児童生徒1人あたり1年度につき1回。

ただし、1つの級に合格し、さらに上の級を受験する場合は、年度内であっても補助対象とします。

- ・検定当日に欠席した場合は、補助対象としません。
- 申請期限 8月31日(金)(今年度第1回検定(6月実施)分) ※以降の検定は、随時お知らせします。
- 必要書類 補助金交付申請書、補助金請求書、検定料の領収証の写しまたは受験票の写し、受験を確認できる書類(合否通知書の写しなど) ※申請書などは町ホームページに掲載しています。
- 申請方法 必要書類をそろえて役場学校教育課へ提出してください。

各学校の取り組みを紹介 マイクロレポート

室小

台湾高雄市の大同国民小学とモニター通信を使った交流を続けています。

大津東小

田んぼの先生に植え方を教えてもらって全校児童で田植えをしました。

大津北中

福島県の学校とひまわりの種を通じた交流を行っています。